

令和9年度補助事業計画書提出までの流れ及び留意点

1 書類の提出について

「補助事業一覧表」中の「補助内容」と「主な補助条件」を確認の上（不明点があれば直接各補助金担当者へ連絡願います。）、令和9年度において、補助を希望する事業がある場合、以下のとおり2段階に分けて書類の提出をお願いします（**補助希望がない場合は提出不要です**）。

補助事業ごとに、最終的に必要となる書類が異なることから、第1回目の提出書類で補助希望事業者及び補助希望事業を把握し、これを踏まえ、第2回目の提出書類として、各事業の様式の提出をお願いするものです。

○ 第1回目の書類提出

- 提出書類：**令和9年度補助希望概要書**（**設備整備**の場合は、必ず見積書を添付すること）
※ 第2回目の書類提出に必要な様式等は、電子メールにて送付しますので、概要書にメールアドレスを忘れずに記入してください。
- 提出期限：**令和8年9月18日(金)**
- 提出先：福岡県保健医療介護部医療指導課医療計画係
- 提出方法：電子メール（iryoshido@pref.fukuoka.lg.jp）またはFAX（092-643-3277）
- 留意事項：**可能な限り電子メールでの提出とし、宛先は上記アドレスのみとしてください（第1回目は各補助金担当者への送付は不要です）。**

○ 第2回目の書類提出

- 提出書類：
 - 様式「計画書」(各補助事業者担当者が電子メールにより送信したもの)
 - 様式「令和9年度事業の説明」(各補助金担当者が電子メールにより送信したもの)
 - 施設整備事業費内訳(**施設整備**の場合)
 - 平面図・見積書・スケジュール表等(**施設整備**の場合)
 - 見積書・カタログ等 (**設備整備**の場合)
 ※見積書をPDF形式で添付する場合、モノクロとする等、ファイルサイズを小さくしてください。
- 提出期限：**令和8年10月2日(金)**
- 提出先：福岡県保健医療介護部各補助金担当者宛
- 提出方法：※電子メール又は郵送(〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7)にて提出してください。

※ 各補助金担当者のメールアドレス

課・室名	係名	担当者	メールアドレス
医療指導課	医療計画係	吉田	iryoshido@pref.fukuoka.lg.jp
	地域医療係	坪根	c-iryo@pref.fukuoka.lg.jp
		有川	
	災害医療係	鎌田 中村	s-iryo@pref.fukuoka.lg.jp
	医療指導係	浅山	iryo@pref.fukuoka.lg.jp
医療指導課 医師・看護職員確保対策室	医師確保係	河内	ishikango@pref.fukuoka.lg.jp
		金子	
		三好	
	看護職員確保係	中野	kango@pref.fukuoka.lg.jp
		橋口	
健康増進課 こころの健康づくり推進室	精神保健係	石川	kokoro@pref.fukuoka.lg.jp
		落	
がん感染症疾病対策課	がん対策係	田中	gantaisaku@pref.fukuoka.lg.jp
	感染症対策係	徳重	shippei@pref.fukuoka.lg.jp
薬務課	生産指導係	榊田	seisanshidou@pref.fukuoka.lg.jp
高齢者地域包括ケア推進課	在宅医療係	佐柳	zaitakuiryou@pref.fukuoka.lg.jp

2 補助計画上の留意点

- 事業計画の提出は補助金の交付を約束するものではないこと（事業の補助効果、緊急性等を考慮して、効率的な配分を行う必要性があることから、県や国による事業計画の不採択、補助事業の廃止等により、補助金等の交付がされない場合があること）。
- 事業計画の提出にあたっては、提出後、正当な理由なく安易な取り下げ等を行うことのないよう、十分な検討を経た上で提出すること（取り下げにあたっては詳細な理由の提出が必要となり、また、未確定な事業計画に基づく補助金事業計画の提出は受け付けないこと。安易な取り下げと思われる場合、以降の補助採択を見送る場合もあること）。
- **事業着手は、補助採択事業としての内示日以降であること（直接補助金は国からの内示以降、間接補助金は県からの内示以降）。**
- 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続きに準拠すること（但し、入札の手続きや結果に関して県への報告は必要ないが、会計検査院等の検査に備えて書類の整理は必要）。
- 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保存すること。
- 令和 9 年度における医療提供体制施設整備交付金、医療提供体制推進事業費補助金、医療施設等設備整備費補助金、医療施設等施設整備費補助金、病床転換支援事業補助金、地域医療介護総合確保基金事業にかかる交付要綱は、今後、補助内容や補助条件等が変更される可能性があること。
- 施設整備事業及び設備整備事業について、特に以下の点に留意すること。
- 不明な点は、県の各補助金担当者にお問い合わせください。

施設整備事業

- ① 施設整備事業を実施するに当たっては、事前に、必要に応じて、開設許可事項の変更等について、管轄の保健所等に相談するとともに、変更許可申請等の必要な手続きを行うこと。
 - ② 工事図面は、詳細設計であること（変更の可能性が大きいものは不可）。また、開設許可事項の変更許可申請書等に添付する図面と一致していること。
 - ③ 事業計画の提出後は、原則、計画の変更（事業費・図面等の変更）はできないこと。ただし、建築基準法等の法的な要請により、変更が必要な場合は認められることもあるので、至急、県の補助金担当者に相談すること（なお、県補助金担当者への連絡が遅れた場合には、必要な変更も認められない場合がある）。
- ② 事業対象建物の所有者と開設者が一致していること。
- ③ 令和 9 年度末までに必ず竣工する工事であること。また、複数年度にまたがる工事であれば、当該年度末時点の施工予定進捗に必ず達する工事であること。

- ⑥ 補助事業により取得し、又は効果の増加した不動産及びその従物については、所定の期間が経過するまで国又は県の承認を受けないで、当該補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供してはならない。

(例)鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造の病院の場合
建物・・・39年間 防壁・・・50年間

なお、処分制限期間前に補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供する場合は、原則として補助金の返還が生じること。

設備整備事業

- ① 事業計画の提出後の設備の機種変更等はいできないこと。ただし、事業計画提出後に、当該事業計画に係る設備等が製造中止等になった場合は、変更が認められることがあるので、至急、県の補助金担当者に相談すること。
- ② 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の価格が単価50万円(民間団体の場合は30万円)以上の機械・器具については、所定の期間が経過するまで国の承認を受けないで、当該補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供してはならない。

(例)血液透析器・・・7年間 エックス線撮影装置(移動式等を除く)・・・6年間

なお、処分制限期間前に補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供する場合は、原則として補助金の返還が生じること。